

国民年金基金令等の一部を改正する政令案について（概要）

厚生労働省年金局企業年金・個人年金課

1. 改正の趣旨

- 令和7年度税制改正大綱（令和6年12月27日閣議決定）において確定拠出年金制度の拠出限度額等の見直しをすることとされたことや社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和7年法律第74号。以下「令和7年改正法」という。）において、個人型確定拠出年金制度（以下「iDeCo」という。）の加入可能年齢の引上げを行うこととされたことを踏まえ、国民年金法（昭和34年法律第141号）第134条第3項、確定拠出年金法（平成13年法律第88号。以下「DC法」という。）第20条、第62条第1項第2号、第68条第1項及び第69条並びに公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第5条第4項の規定に基づき、所要の改正を行う。

2. 改正の概要

- 令和7年度税制改正大綱において措置を講じることとされた国民年金基金の掛金の額の上限の見直し、確定拠出年金制度の拠出限度額の見直し及びその他所要の改正を行う。
- 併せて、確定拠出年金法施行令（平成13年政令第248号。以下「DC令」という。）において、iDeCo加入者の掛金の拠出の方法等について規定しているところ、令和7年改正法において第5号加入者（※）が新たに追加されたことに伴い第5号加入者の取扱いについて新たに規定する。
 - ※ 令和7年改正法による改正前のDC法（以下「改正前DC法」という。）の規定において、iDeCoに加入することができない60歳以上70歳未満の者であって、iDeCo加入申出の日の前日においてiDeCo加入者であった者、iDeCo運用指図者であった者、企業型確定拠出年金の資産のiDeCoへの移換の申出をした者、確定給付企業年金の脱退一時金相当額や残余財産のiDeCoへの移換の申出をしようとする者又は企業年金連合会からiDeCoへの積立金の移換の申出をしようとする者（企業型年金加入者掛金を拠出する者等を除く。）を第5号加入者としている（令和7年改正法により新設したDC法第62条第1項第5号）。
- また、改正前DC法第62条第2項に規定する「国民年金法又は厚生年金保険法による老齢を支給事由とする年金たる給付その他の老齢又は退職を支給事由とする年金である給付であって政令で定めるもの」がDC令第34条の3に規定されているところ、令和7年改正法において当該規定を削ったことに伴い、関係規定の整備を行う。
- 併せて、本政令の施行日前の期間に係る国民年金基金の掛金を本政令の施行日以降に納付する場合に本政令による改正後の国民年金基金の掛金の額の上限を適用することがな

いよう、必要な経過措置を置くこととする。

【被改正政令】

- 国民年金基金令（平成2年政令第304号）、DC令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）

3. 根拠条項

- ・ 国民年金法第134条第3項
- ・ DC法第20条、第62条第1項第2号、第68条第1項及び第69条
- ・ 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第5条第4項

4. 施行期日等

- 公布日：令和7年12月下旬（予定）
- 施行期日：令和7年改正法附則第1条第1項第9号に掲げる規定（令和7年改正法第29条中DC法第8条第1項、第54条の2第1項、第62条、第64条、第69条、第70条第2項、第71条及び第74条の2第1項の改正規定並びに令和7年改正法附則第33条の規定に限る。）の施行の日（令和8年12月1日）（予定）